

第2回青森地方最低賃金審議会議事録

- 1 日 時 令和5年8月2日 (水) 午後2時57分～午後4時16分
- 2 場 所 青森合同庁舎4階 共用会議室
- 3 出席者

【委員】	公益委員	石岡委員	森宏之委員	飛鳥委員	森理恵委員	
	労働者委員	赤間委員	秋田谷委員	野坂委員	保土澤委員	金湊委員
	使用者委員	小山田委員	田中委員	藤井委員	小野委員	小山内委員
【事務局】	井嶋青森労働局長	上野労働基準部長	八木澤賃金室長	佐藤室長補佐	中野賃金指導官	
	長尾事務官					

4 開会

(事務局 室長補佐)

定刻前でございますが、ただ今から第2回青森地方最低賃金審議会を開会いたします。

本日の委員の出欠状況ですが、中村委員が都合により欠席されておりますが、定足数に達しておりますことを報告いたします。

また、本日の審議会は公開となっていることから、傍聴人の募集公示を行ったところ、4名の方から傍聴申し込みがなされ、本日傍聴されていることを報告いたします。

それでは、井嶋青森労働局長より挨拶を申し上げます。

局長よろしく願いいたします。

(井嶋局長)

委員の皆様におかれましては、御多用のところ、また暑さが続く中、本審議会にご出席いただきましてありがとうございます。

7月28日に中央最低賃金審議会の会長から厚生労働大臣に対して「令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について」の答申がなされましたので、本日の会議では、その内容を伝達させていただきたいと思っております。

答申の詳細につきまして、後ほどご説明いたしますが、令和5年度地域別最低賃金額改定の目安の金額については、中央最低賃金審議会の公労使三者において意見の一致をみるには至りませんでした。そのため、答申としては、公益委員の見解と中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告を地方最低賃金審議会に提示することとされたところでございます。

公益委員の見解を少し引用させていただきますと、「目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない」とされており、一方では、「今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、これまで取り組んできた地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることにも配意いただきたい」ともされているところでございます。

中央最低賃金審議会からは大変難しい宿題をいただいたと感じたところでございますが、委員の皆様には大変な御苦勞をお掛けすることになりますけれども、青森県における令和5年度

の地域別最低賃金額の改定額をどうするのか、限られた日程の中ではございますが、何卒、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

(事務局 室長補佐)

以後の議事進行につきましては、石岡会長にお願いいたします。
石岡会長よろしくお願いいたします。

(石岡会長)

それでは、まず議題の1ですけれども、中央最低賃金審議会における目安の伝達というところになります。事務局から説明をお願いします。

(事務局 賃金室長)

事務局でございます。本日は最初に令和5年度地域別最低賃金改定の目安の中央最低賃金審議会の答申に踏まえた、中央最低審議会への中期公益委員会のビデオメッセージの方を視聴させていただくことにしたいと思いますので、まず事務局から準備をしていただきますので、準備が出来次第まず上映させていただきます。

なお、委員の皆さまのお手元には、発言メモの方を配布させていただいております。誠に恐縮でございますけれども、会議終了後に、その発言メモにつきましては回収させていただきますので、何卒よろしくお願いいたします。

【戎野 中央最低賃金審議会会長代理による地賃委員あてのビデオメッセージを放映】

中央最低賃金審議会の戎野と申します。

令和5年度地域別最低賃金改定の目安について、中央最低賃金審議会答申を踏まえまして、メッセージをお伝えしたいと思います。

本来であれば、藤村会長がお伝えすべきところではありますが、会長が体調不良のため、会長代理であります私よりお話申し上げたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

1点目はこのビデオメッセージの趣旨です。

令和5年4月6日にとりまとめられた、「目安制度の在り方に関する全員協議会報告」において、目安の位置づけの趣旨が、地方最低賃金審議会の各委員にも確実に伝わるよう、都道府県労働局への周知方法について検討することを事務局に対し要望されました。

これを受けまして、目安の位置づけの趣旨に加え、この度中央最低賃金審議会においてとりまとめられた令和5年度の最低賃金改定の目安について、地方最低賃金審議会の委員に直接伝達されるよう、私からビデオメッセージを送らせていただくこととなりました。地方最低賃金審議会の委員の皆様におかれましては、視聴いただく場を設けることとなった次第です。

視聴いただく皆様には、これから本格化する今年度の地方最低賃金額の改定に向けた議論に向け、改めて、目安並びに今年の公益委員見解の趣旨について、理解を深める機会としていただきたいと思います。

2点目は、目安の位置付けです。

目安は、令和5年全員協議会報告や、令和5年度目安小委報告に記載しておりますとおり、「目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない」ことを改めて認識いただきたいと思います。

従いまして、公労使での真摯な議論の結果、目安どおりとなることもあれば、目安を上回ることも、あるいは目安を下回ることもありうるものであります。地方最低賃金審議会におかれましては、目安及び公益委員見解で述べている3要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参酌し、公労使の三者でしっかりと議論を尽くした上での決定を心がけていただきたいと思います。

3点目は、令和5年度目安のポイントです。

今年の目安についても、3要素のデータに基づき納得感のあるものとなるよう、公労使で5回に渡って真摯に議論を重ねてまいりました。この結果、目安額については、Aランク41円、Bランク40円、Cランク39円となりました。

3要素のそれぞれの評価のポイントについて、簡潔にご説明申し上げます。

まず、「賃金」についてです。

連合及び経団連が公表しました賃上げ率は、30年ぶりの高い水準となっております。また、賃金改定状況調査の第4表①②の男女計及び一般・パート計についても、平成14年以降最大となる、2.1%という結果でありました。継続労働者に限定した第4表③は2.5%でありました。

次に、「通常の事業の賃金支払能力」についてです。これは、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってまいりました。

各種統計資料を見ますと、改善がみられる資料もいくつかありました。

しかしながら、今年度の議論におきましては、企業の支払能力の厳しさを示すものとして、価格転嫁の状況が特に注目されました。価格転嫁が進んでいる企業も増加する一方で、転嫁が進まない企業も増えておりまして、2極化がみられました。価格転嫁が不十分な状況が、賃上げ原資確保を難しくしている状況にもつながっている、その状況にも留意をいたしました。

最後に、3要素のうち、今年度の公益委員見解で最も重視した、「労働者の生計費」についてです。ここは少し詳しく申し上げたいと思います。消費者物価指数については、昨年の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの「持家の帰属家賃を除く総合」の対前年同期比は4.3%と、全国加重平均の最低賃金の引上げ率3.3%ですね。を上回る水準でありました。

直近の月次を見ると、対前年同月比で、今年4月に4.1%、5月に3.8%、6月に3.9%となっております。昨年10月から今年1月にかけて「持家の帰属家賃を除く総合」4%超え、5%以上にも達する高い伸びとなった時期と比べますと対前年同月比の上昇幅は縮小傾向にありますが、しかしながら引き続き高い水準であります。

消費者物価指数の「総合」、とりわけ「基礎的支出項目」といった必需品的な支出項目については、経済産業省が実施するエネルギー価格の負担軽減策である「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の影響で一定程度押し下げられております。「総合」では、6月は1%ポイント押し下げられているという試算が出ております。

なお、6月の使用分から電気の規制料金の値上げが行われている上に、当該事業の適用は、9

月使用分までとされておりまして、10月使用分以降の扱いについては現時点では決まっていないことを確認しております。

このような中、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要であると考えております。さらに、昨年以來、継続的に消費者物価の高騰が見られる状況であり、昨年の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの消費者物価指数の対前年同期比は4.3%と、昨年度の全国加重平均の最低賃金の引上げ率3.3%を上回る高い伸び率であったことも踏まえることが、今年度は適当と考えました。

こうした3要素のデータを総合的に勘案しまして、今年度は4.3%を基準としてランク別の目安額を検討することといたしました。

次にランクごとの目安額についてです。新しい資本主義実行計画などの閣議決定文書においても、「今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点からも少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要であると考えました。

その上で、賃金改定状況調査の第4表や、消費者物価指数のランク別上昇率を見ますと、各ランクに大きな状況の差異があるとは言いがたいと思います。しかしながら、地域別最低賃金額が相対的に低い地域における負担増にも一定の配慮が必要であることから、Aランク、Bランク、Cランクの目安額の差は1円とすることが適当であると考えました。

公益委員見解で参照したデータについては、別添の「参考資料」としてまとめておりますので参照していただきたいと思います。また、これまで目安に関する小委員会でも提示いたしました資料については、地域別のもも含まれておりますので、適宜参照いただければと思います。

また、今般の最低賃金改定の目安は、過去最高額となる高い額でありまして、地方最低賃金審議会の委員の中には、なかなか受け入れがたいのご意見があることも認識しております。こうしたことも踏まえまして、中央最低賃金審議会の公益委員といたしましても、今年度の最低賃金の引上げが着実に行われるよう、政府に対して、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備を行うよう各種要望を例年以上に盛り込んだところであります。

具体的には、生産性向上の支援につきましては、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援の一層の強化を求めました。特に、業務改善助成金につきましては、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性ある支援の拡充と、最低賃金の地域間格差を是正しつつ、引き上げていくために、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望いたしております。

さらに、中小企業・小規模事業者において業務改善助成金の活用を推進するための周知等の徹底を要望いたしました。

加えて、中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組むことが必要であること、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討することも必要であることも記載いたしました。さら

に、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等の徹底も要望したところであります。

さらに、価格転嫁対策については、「中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有するとともに、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望いたしました。

4点目は、発効日についてです。

発効日については、10月1日にこだわらず、賃上げ効果を速やかに波及させるために前倒しすべきという意見もあれば、引き上げの準備のために後ろ倒しすべきという意見もあると承知いたしております。

令和5年全員協議会報告において、発効日とは審議の結果で決まるものであり、発効の時点の規定する最低賃金法第14条第2項におきましても発効日は公労使で議論して決定できるとされています。このことを、地方最低賃金審議会の委員に周知することが適当であるというふうに記載されています。この趣旨を踏まえまして、丁寧な議論を行っていただきたいと思っております。

5点目、最後になりますが、これは公労使による真摯な議論についてです。

これまで述べてきましたとおり、目安額を示す際に、様々な資料に基づいて公労使で真摯な議論を行ってきたところであり、地方最低賃金審議会におきましても、公労使による真摯な議論が行われますことを期待しております。中央最低賃金審議会の委員として、地方最低賃金審議会の審議の結果については、注目していきたいと思っております。皆様には、中央最低賃金審議会の報告も参考になさって、公労使による真摯な議論をお願いしたいと存じます。

以上です。どうもありがとうございました。

(事務局 賃金室長)

以上がビデオメッセージでございました。

続きまして、目安の伝達の方を行わせていただきたいと思います。

お手元に別添資料の「令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について」(答申)がございませぬので、お引き寄せください。

局長挨拶にもございましたが、答申の要点を読み上げて目安の伝達とさせていただきます。

表紙をめくっていただきまして、中賃の会長から厚生労働大臣加藤大臣宛にされた答申のものがございませぬ。これをご覧いただければと思ひます。本文の記の部分を読み上げさせていただきます。

- 1 令和5年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみることに至らなかつた。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解、別紙1及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告、別紙2を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果に重大な関心をもって見守ることとし、同審議会におい

て、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。

4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる成長と分配の好循環と、賃金と物価の好循環を実現するためにも、特に地方、中小企業、小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し要望する。

5 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げができるように、政府の掲げる生産性向上等への支援の一層の取組強化を求める。特に事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性ある支援の拡充に加え、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望する。

さらに、中小企業、小規模事業者において業務改善助成金の活用を推進するための周知等の徹底を要望する。

6 中小企業、小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組むことが必要である。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討することも必要である。さらに、中小企業、小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等の徹底を要望する。

7 価格転嫁対策については、中小企業、小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正が不可欠である。という考え方を社会全体で共有し、パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ、改正振興基準に基づき、中小企業、小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望する。また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって、当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

となっているところでございます。

続きまして、答申の別紙1がありまして、公益委員見解がございまして、1に表が掲げられているところでございますが、この金額あるいはこの地域別最低賃金改定の引き上げ額の目安にするということでございます。

青森はこのCランクにありまして、Cランクは39円とされているところでございます。

なお、今年度の目安答申のポイントにつきましては、先ほどのビデオメッセージにおいて説明されていることから省略させていただきます。

続きましてこの資料の後ろの方に、後ろから3枚目のところに別紙の2というところがある、小委員会報告というものが付いておりますので、ちょっと開いていただいてよろしいでしょうか。

小委員会報告でございますけれども、2の労働者委員見解、3の使用者見解がございましてけれども、どちらとも公益委員見解については不満の意を表明したとされているところでござい

ます。

4の意見の不一致でございますけれども、これにつきましては「本小委員会としては、労使意見が一致せず、目安を定めるに至らなかった」とされているところでございます。

5の公益委員見解及びその取扱いでございますけれども、中小企業、小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性についてとして、各種要望が盛り込まれているところでございます。これについては先ほどの記の1の中にも触れさせていただいておりますので、これについて省略させていただきます。

目安の伝達につきましては以上ということになります。

(石岡会長)

ただ今の説明につきまして、何か質問や意見等はございませんでしょうか。

(小山田委員)

すいません、よろしいでしょうか。小山田でございます。よろしく申し上げます。先ほどのビデオメッセージのお話にも触れてよろしいんですね。

(事務局 賃金室長)

はい。

(小山田委員)

その中の4ページですね。4頁4点目。発効日についてお聞きしますけれども、メッセージがございましたけれども。今回その発効日については10月1日にこだわらずというふうなところで、速やかに意見交換を普及させるために前倒しすべきという意見もあれば、引き上げの準備のために後ろ倒しすべきという意見もあると承知しております。というふうなことで、これについては、審議の結果で決まるものだというふうなことで、述べられておりますけれども、これは昨年の中央審議会の中でもこういうくだりというのはあったのでしょうか。

(事務局 賃金室長)

これは昨年度同様なものがあつたやに思いましたけど、ちょっとどの部分であつたのか、ただちにお答えできませんけど、従前から中賃におきましては、10月1日の発効にこだわるものではなく、地方においてしっかり議論をいただいた上でもって発効日を決めていただきたいということで、従前から言われているところでございました。

(小山田委員)

そうしますと、この審議委員会の審議の中で、発効日についても議論されるものだというふうな認識でよろしいんですか。

(事務局 賃金室長)

まず認識としてはそのとおりでよろしいです。

(小山田委員)

なんか今までは10月に出すのが半ば結果としては当たり前だというふうな受けとめ方に適していたんですけど、今の説明にありますと、必ずしもそういうことではなくて、柔軟に発効日は設定できるというふうなことだというふうに解釈できるかなと思いましたので、今あえてお話ししました。そういうことでよろしいですね。今まで通り。

(秋田谷委員)

それはちょっと違う認識だと思います。去年は公益見解の目安が出されるのが非常に遅くなったというようなことで、去年は中央審議会の中でも10月1日発効出来なかったところがあったというのは事実でありますし、青森地方最低賃金審議会においては、審議日程の調整の都合もあるんですけども、ここ数年来10月1日ではなくて、最終的な審議を経て本審の中で確認をしてから、公示等の一定の手続きを経た上で発効されているということなので、決して10月1日にこだわっているとかというのは、青森地方審議会においてはそういうふうな考え方ではないと、手続きを取るための期間において、それ以降に速やかに発効されると。今回の日程も確か10月の何日、正確には覚えていませんけれど、5日とか6日とかそのような日程だったと思います。

多分小山田さんがいうのは、例えば特定最低賃金のように10月ではなくて11月1日からの発効とか、そういう指定発効のイメージで質問されたのかなと思いましたので、発言をさせていただきます。そういう認識でよろしかったでしょうか。

(局長)

今までは、そういう形で日程は決まっていたと認識しております。

(秋田谷委員)

今まではというのは、今回はそうではなくて。

(局長)

今までも、今回も同じでございます。

ただ、おっしゃったように、決めるのはこの審議会の場だというふうに考えております。

(小山田委員)

大事なことなのでもう一度確認いたしますけど、このメッセージに書いてある通りなんですけれども、発効日を公労使で議論して決定できるとされておりますというようなことでありますので、素直に受け止めて、色んないくらということになるのか、ちょっと今の段階では分かりませんが、そういう金額的なアップ、どの程度あるのかなのかというふうなところも踏まえて、やっぱりここに書いてあるとおりですね、賃上げ効果を速やかに波及させるために前倒し、当然そういう意見もあってよろしいかと思っておりますけども、逆に引き上げる側の準備のために後ろ倒しすべきというふうなところ、こういうことも当然考えなきゃいけないと思っておりますので、これは審議の中で柔軟に決定されるべきものというふうに理解したいんですけど、それ

でよろしいでしょうか。

(事務局 賃金室長)

まずはですね、今年度の審議の予定につきまして、前回の本審で確認させていただいたところでございますけれども、順調にその議論を進めまして8月10日に結審をいただければ、発効は10月7日に発効する予定の運びとなっておりますのでございまして、それが8月10日の結審ができない場合にあつては、Bプランとしまして8月17日に結審された場合がされるところもまた予定されております。その場合にあつては、10月13日に発効になるという、青森地方審議会においてはそのような、まず予定をさせていただいてございましたので、いずれにしましても本審議会におきまして労使とも、しっかりご議論いただきまして金額の決定をいただければと思っているところでございます。

(局長)

付け加えさせていただきますと、今の必要な手続きが必要ですので、その期間を踏まえたものについてご提案させていただいておりますので、もちろんこの場でのご審議に従っていくことになります。

(小山田委員)

私、素直な人間なので書いてあるとおりで受け止めたいと思っているんですが、何か半ばその一定の期間があれば、それでこれまでどおりにやるんだというふうにも聞こえましたので、ちょっとこちらのメッセージとニュアンスが違うなというふうに私には聞こえました。

(赤間委員)

多分、今までにない表現というのは、10月1日の前倒しという表現は今までは無かったんですよ。過去何年も。だから多分話し合つて、原則10月1日。ずれ込めばやっぱり最賃で働いている人にはとても影響があるので、できるだけ10月1日にこだわるというふうにはなっているんですけど、前倒しする場合は自由に協議して早めに出すのが大丈夫ですよということだと思つてますよね。本来自由に決めるというんじゃなくて、さっき秋田谷委員が言ったように、いろんなこう官報に載せるとか、色んなものが経てあるので、自由に決めれるという審議が長引けば、それに準じて若干土日挟んだりなんんだり、そういうのもあると思う。多分そうだと思います。

(小山田委員)

色んな認識があるということが今、分かりました。

(秋田谷委員)

多分、第1回の時に出してある日程で、AプランとBプランという分かれているところがあるんですけども、ある程度その審議というのを十分にできるようなことを考慮して、事務局の方で出していただけただけの案なんだなと私は受け止めております。

(小山田委員)

私はあくまでもメッセージを素直に読んでいただけなので、皆さんの受け止めがまた経験値を踏まえてのお話かと思えますけれども、私は今日初めてこのメッセージを聞いて、ああそういうものなんだなと思って確認したかったですけれども、ある程度そうは言っても大体日程的な伝わり方は決まっているねというふうなお話のように聞こえましたので、そういう皆さまが認識だということは分かりました。

(石岡会長)

このメッセージとして配信されるもの、ここに書いてあるものにどれだけ拘束力があるのかということですがね。正式な書面の中で出ているのは、この小委員会報告の別紙2ですね。別紙2の3頁の真ん中あたりに、10月1日発効を前提とした審議スケジュールに必要以上にとられることなく、慎重な議論を重ねる。これは使用者側の意見が書かれているものですが、ですから10月1日発効ということに拘って拙速な審議をするのは止めて欲しいという使用者側の意見が中賃の中であり、公益側委員もそういうふうなことを言ってるのではないかなと私は受け止めていました。ですので、議論が煮詰まって審議会として結論を出せる段階になったにもかかわらず、それをあえて遅らせる必要もないでしょうし、後これは確か去年か一昨年だったかと思えますけれども、確か沖縄だったかと思うんですが、使用者側の意見として賃上げを呑む代わりにですね、その発効日を来年の4月にずらせないかというふうな意見があったという記憶があります。

結局使用者側としては大幅な賃上げを甘受する代わりに、時期を遅らせるという案を出したのですよ。しかし、最終的にはそれは採用されなかったということなんです。

もちろん、審議会の場で皆さんが合意すれば、そういうふうな決め方も違法ではないでしょうけれども、全国的にそういうふうなやり方をした例というのは多分無いと思います。

ですから、発効日の問題というのは、早い発効を目指す余りに拙速な議論をするのはやめてくれと、そういうところに主旨があるのではないかなというふうに、私は受け止めましたけれども。他に何かご質問等はありませんか。

(小野委員)

よろしいですか。答申の目安についてその金額に関し意見の一致をみるに至らなかったところ、どういう議論がなされてこういう結論になったか、もう少し詳しく、もしどなたか内容をご存じなのであれば、差し障りのない程度で結構ですので、どなたでも結構ですけど、教えていただければ。

(事務局 労働基準部長)

ここに書いてある内容以外、どういう議論がされ、こういう結論に至ったかその詳細については、現時点では把握しておりません。

(小野委員)

はい、了解しました。

(石岡会長)

他には何かございますか。その他今日の段階で、この委員会で何か意見の交換をしておきたいというようなことはございませんか。よろしいでしょうか。それでは中賃の目安の伝達はこの程度にいたしたいと思います。

議題の(2)その他ですが、事務局から説明をお願いします。

(事務局 賃金室長)

事務局でございます。その他としまして、配布させていただきました資料についてまずご説明をさせていただければと思います。まずこの資料ですけれど、最低賃金法第9条2項につきまして、地域別最低賃金は地域における労働者の生計費及び賃金ならび通常の賃金を支払能力を考慮して定めなければならないとされており、この3要素それぞれに対応した形で、全国から県内の事情について各種統計を資料とし用意させていただいているものでございます。

この資料でございますけれども、先の7月27日の第1回専門部会の予定で配布させていただいた資料と重複するものもございますけれども、例年この第2回本審におきまして、一括して提出させていただいておるところですので、本年におきますとそのように準備させていただいておりますので、まずはお断りさせていただきます。

まず、会議次第にある資料をご覧ください。会議次第にある資料のめくっていただきまして資料の1、No.1でございますけれども、No.1のこの1頁目から始まりますのが、最低賃金と生活保護の比較についてでございます。これにつきまして専門部会に提出されているものと同じものもございますけれども、まず1頁目につきましては、結論部分と、2頁から3頁までにつきましては、計算の過程の部分でございます。

生活保護の最新データ、令和3年度のデータですがそれと比較させていただいているものでございます。1頁目でございますけれども、生活保護の月額が96,507円、最低賃金の月額が116,577円、時間額で142円、最低賃金が生活保護を上回っていたということになりますけれども、これに令和4年度では31円の最低賃金の引き上げがございましたので、現時点では最低賃金の方が173円上回っているということになります。

なお、先の7月27日の第1回専門部会におきまして、生活保護の差額はいつまでに決定されるのかということにつきまして、ご質問があったところでございますけれども、この計算するに当たりまして、可処分所得の総所得に対する比率というものが、毎年本省から示されておりました、2頁目以降に計算式が出ています中で、比率の0.816という数字が出ていますよ。この数字が本省から示されるのが毎年7月ですから、地方においてこの計算ができますのが、7月頃になります。

なお、この資料を使っております生活扶助の基準額というのが原則5年毎に見直すこととされておりまして、この次にこの基準額が改定されるのは令和5年10月に改定されることとなっております。

続きましてこの資料をめくっていただきまして、7頁目の資料No.4でございますけれども、青

森県の最低賃金額未満率の影響率のものでございます。まず未満率と影響率でございますけど、未満率が改正前の最低賃金を下回っている労働者の場合、影響率は最低賃金が改正した後に、最低賃金が下回ることの割合ということになります。この表で令和4年度ですと未満率1.6%、その時の昨年場合ですと822円を下回っている労働者の割合ということになります。今年の令和5年は2.5%ということになります。この点につきましてはまた後ほど詳しくご説明いたします。

令和4年度の影響率は25.3%ということでございますけれども、これは822円が853円に引き上げた際に影響を受ける労働者の割合ということになります。

以下、資料No.19以降にいたるまでにつきましては、最低賃金決定の3要素の資料で、今後青森県内に関わる資料ということになります。No.20につきましては全国からの資料ということになります。

続きまして別冊の1、令和5年度最低賃金基礎調査結果というものになりますけど、こちらをお手元にお引き寄せなさっていただければと思います。めくっていただきまして、最初目次があって、その次から調査結果というものがあります。誠に恐縮でございますけれども、この資料なんですけれども、目次には頁打っているところがございますけれども、本体のそのものにつきまして頁がちょっとふられておりませんで、誠に恐縮ではございますけれども、そこは申し訳ございませんでした。

まず1頁目の調査結果でございますけれども、1、2、3、4、5、6とありまして、3の調査対象された業種、産業ですね。4に業種毎の事業所の規模等々がございます。めくっていただいて更に2頁目の7のところ、令和5年度の集計の事業場数、労働者数がありまして、この表の下のごとくでございます、地域最低賃金対象産業計というところがございまして、この右の方に基礎調査の集計事業者数等々ございまして、事業者は700事業所、労働者は5,517の労働者について回答があったものでございますけれども、これを復元しまして、労働者の154,238人に復元して計算をさせていただけるところでございます。

ちょっと頁をめくっていただきまして、次に青森県最低賃金引上試算表（令和5年）というのがあります。まずこちらをお開きいただければと思います。これが調査結果で得られたものの引き上げ率、引き上げ額の影響率を一覧表で1円刻みで示したものでございますけれども。これでまず現行の最低賃金853円でございますけれども、左上に未満率ありまして、これが2.5%となっております。

昨年度は同時期が1.6%となっておったところがございますから、0.9%高くなっているということがございます。この表を上から順に見ていただければと思いますけれども、853円から1円ずつ引き上げていくというものになっているところでございます。

854円のところを見ていただければ、1円引き上げまして、引き上げ率は0.12%、影響率は9.2%ということになります。この影響率を見ていただければですね、860円の影響率が11.4%だったところが、861円で15.1%というふうになって、急激に上がるということになりますけど、これは、きりのいいところをもって賃金設定しているのです、このように上がっていくということが見てとれるところでございます。

続きまして、この引上試算表をめくっていただきまして、892円のところを見ていただければと思いますけれども、今回39円引き上げの目安が示されておりますので、現在の853円から

仮に39円引き上げられますと、23.6%の影響率があるというところがございます。ちなみに昨年は31円引き上げて25.3%であったところがございます。次の頁からは総括表という形でもって、全産業のものを付けさせていただいたところがございます。

まず、この表の見方につきましてですが、総括表の(1)の最初の頁でございますけれども、一番左に時間当たり所定賃金額、その右に対応する賃金額以下の賃金の労働者数となっております。合計欄のところには人数がありまして、154,238名、これは先ほど申し上げた復元した労働者の数値になりますけれども、次に賃金のところを見ていただきまして、853円の欄を見ていただけたらと思います。

853円のところ、これが14,237名というところが労働者数載っておりますけれども、これが労働者の累計ということになっておりまして、その1個前の852円の労働者数のところが3,796名いるということになります。この金額で払われている労働者はこれだけいるということがございますので、これは累計というものでございますので、この14,237から3,796を引いた10,041名といいますのが、この852円以下の労働者ということになっていくということがございます。

また影響率についてでございますけれども、853円のところから先ほど1円上がって影響率が9.2になるということがございましたけれど、この表では853円で9.2となっておりまして、先ほどの引き上げ表を見ていただいておりますね、854円のところでもって影響率が9.2となっているのが、この853円のところの区分欄みたいに9.2というところの表を見ていただくということになります。表の見方がこのようになっているところがございます。以上が別冊1の説明でございました。

続きまして、別冊資料2についてでございます。委員のお手元の資料には付箋をちょっと付けさせておられるということですが、通し番号を振っておりませんので、ちょっと説明をしやすくするために付箋を付けさせていただいているということでございます。

まず付箋の1番目のところでございますけれども、1番目につけておりましたのは、いわゆる第4表のものでございます。第4表の①、②、③が6頁、7頁、8頁であるところがございます。こちらに産業計がございまして、全産業計の男女別でいくとAランクが2.3、Bランク2.0、Cランクが2.1、全産業が2.1となっているところであります。

この今の方で見ておられる付箋についているところが、8頁目のところ、4表③のところでございますけれども、こちらについても同様に全産業計でございますけれども、Aランクが2.4、Bランクが2.4、Cランクが2.7、全体の計が2.5というふうになっているところがございます。

4表の①と③の違いでございますが、どちらもこれ今年6月に在籍していた労働者について集計しているものでございますけれども、③の表につきましては、令和4年6月と令和5年6月の両方に在籍していた労働者について、ずっと在籍していた労働者について集計したものであるということになっているものでございます。

続きまして付箋のついておられる2のところでございます。これは生活保護との比較でございます。これは全国の実況ということになっているところがございます。実線のものは最低賃金額、折れ線になっているものは生活保護、生活する基準ということになっているところがございます。どちらにしても生活保護よりも最低賃金額が上回っているということがこれでお分かりになるかとは思いますが。

次の付箋の3番目でございますけれども、資料ナンバー3というところでございますけれども、これは地域別最低賃金額の未満影響率のこれ全体全国のものになってくるものでございますけれども、平成25年度から令和4年度にかけてのがついているところでございます。各ランクにしまして未満率は、ほとんど変動はないところではございますけれども、影響率につきましては、年々上昇傾向にあるということがあるかと思えます。

なお令和2年につきましては、目安がコロナの関係で示されなかったということでございますが、この年度はちょっと特異な年度でございますけれども、過去5年ほどを見ますと、年度内の影響率は上昇していることが大きくなっています。

これは、最低賃金改定が及ぼす影響が大きくなってきているということが示していることでございます。こっこの付箋の付いてる次の頁を見ていただきますと、最低賃金の未満率と影響率の表がついているところがございます。1の(1)と2の(2)というものがございまして、2の(1)の方が基礎調査よりも2の(2)のものにつきまして、これは賃金構造基本統計調査によるものでございます。2の(1)の方のものにつきましてですけれども、青森は25.3%の影響率になったということで、これは全国2番目に高くなっているということでございます。なお(2)の方の青森の影響率がこれは7.3ということになっているところがございますけれども、この基礎調査と賃金構造基本統計調査では対象とする、調査の対象とするものが違いますので、最低賃金の影響も大きく出るのはこの2の(1)の方のですね基礎調査によるものの方が大きく数字に出てくるというところから、このような差が出てきているということでございます。

続きまして、付箋の付いている4番のものをご覧いただきたいと思えます。こちら賃金の分布図になってきているところがございます。付箋の4番目につきましては、短時間労働者のものになってきていることがありまして、こちらは東京から始まりまして青森までのものがついているということでございます。今、付箋の付いている4番目のところは、まずは東京から始まっていくということがございますけれども、東京ではですね、これはまず数字のその1,041というところがありますけれども、この1,041というのは昨年4年6月の調査でございましたので、対象となる令和3年の最低賃金額が1,041円とことになっていましたので、ピークのところが東京ですと1,050円のところに大きなピークが来ていて、あとは下がっているところがあるということでございます。

続きまして、付箋のついている5番目のところの頁を開いていただきたいと思えます。こちらに青森県のもので載っているところがございます。この青森県を見ますと822円のところにピークが来ているというところがございます。この同じ頁の秋田のものでございますけれども、秋田も同じ822円が当時の最大賃金でございましたけれども、秋田は青森の822円の同じようなピークでなくて850円ですとか900円のその辺のところにピークが来ているようなところがありまして、その隣の前の頁の岩手のものと比べても、北3県と比べても、青森はまだピークの形とは違ってきているのかなと、青森と同じようなピークの形を取っているような沖縄ですとか宮崎が同じようなものが見られるところがございます。

それ以下の資料につきましては、説明は省略させていただきまして、また申し訳ございませんけど、先ほどの中賃の目安の答申のものをまた改めてお引き寄せさせていただいてよろしいでしょうか。

この答申のですね、中ほどから実はこの資料に参考資料別添というのが付いてございます。こちらの頁をまずお開きいただければと思います。中賃の公益委員見解が取りまとめた参考された資料ということでございます。まずこれについても簡単にご説明させていただきたいと思えます。

まず最初1番目1頁のところ、この春季賃上げ妥結状況でございますけれども、ご覧いただいているとおり、今年はですね、最終になるものが3.58、中小でも3.23と、東北比較化の中で一番高くなっているものでございました。

続いてめくっていただいて次の頁になりまして、経団連の中賃妥結状況でございます、これを今年のもので大企業3.91、中小でも2.94と、これもこの範囲の中では一番高いアップ率になっているところでございます。

そこから下のところにつきましては、4表の①、②、③でございます、今先ほどご説明申し上げたものでございます。

ちょっと頁をめくっていただきまして、この資料のついている頁、10頁、11頁になっているところをご覧いただければと思います。価格転嫁の状況についているグラフのついている円グラフと横棒グラフのあるところをご覧いただければと思いますけれども、こちらのものにつきましては、中小企業庁が公表しております今年3月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査ということになります。前回の半年前の令和4年9月の価格交渉促進月間フォローアップ調査と比べるとコスト上昇のものが二極化されているというところでございました。

価格転嫁するところの割合が高くなっているところ、状況が一部好転するうんぬんかんぬんというものと、全く転嫁できていない減額されたとするものもあるということで二極化しているところでございました。

コスト別の要素で見ますと、現在では転嫁率58%以下である、一方エネルギーコストや労務費コストが、これに比べて約11から13%低い水準であるということ踏まえると、賃上げ原資を確保することは難しい企業が多く存在するということとされているところでございます。

また資料をめくっていただいて、15頁目にありまして、令和4年10月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移のものでございます。こちらの表ですけれども、昨年の最低賃金が改定されてから10月直近6月までのものの消費者物価指数でございますけれども、平均を取りまして4.3%になったということ、この4.3%が中賃のいっておりますところの目安の根拠になっているということでございました。

お手元の資料についての説明は以上でございます。あと加えましてですね、第1回本審において、委員からご質問、標準生計費につきまして、労働基準部長の方から補足の説明をさせていただければと思います。

(事務局 労働基準部長)

労働基準部長の上野です。机上配布資料として、1枚をご用意させていただいております。前回のこの審議会の場で、石岡会長の方から令和4年4月、43青森と書いてあるところに154、450円の生計月額4人世帯のものところをご指摘いただいて、体感というか生活実感をやや反映しているものではないかということいただきましたので、全国の平成30年4月から令和4年4月データ取り置き分の全国の一覧をこちらの方で、同様の都道府県人事委員会給与

勧告参考資料の数字を拾い上げて一覧とさせていただきました。

平均を薄緑で付けさせていただいておりますところは、今後5年間の区分というのを単純に平均をして5で割った数字でございまして、それを単純に並び替えるとかいうところで、この5年分を見ると青森は43番目に位置をしていると、この緑色の濃い緑色のところの結果となっております。

標準偏差ということで、右側の欄外に数字を載せさせていただいておりますけれども、この数字、ある一定の統計の考え方に基づく方法で数字を算出しますと、数字が大きい程そのサンプルに基づくバラつきが大きいことを示しております、それを一覧にした、横に一覧にして視覚でバラつきの大きさをすぐ見えるようにしたものが、裏の表でございます。

もちろんこれ5年分のサンプルでございますので、統計によるそのサンプルのどこを取ったかというところのバラつきは一定で認められるところでございます、その5年分の結果を並べてみたところ、青森は43番目ということでございましたので、ひとつの指標としてご参考にしていただければというふうに事務局から整理したものを提供させていただいた次第です。以上報告でございます。

(石岡会長)

これまでのところで何か質問等はございませんか。

(赤間委員)

「価格転嫁をできていないところと二極化」とあるんですけど、青森県だけで、その産業とか業種とかというものが分かるものなんですかね。

それと最賃の相関性というか、果たしてその二極化して価格転嫁できないところの人が、やっぱりそれで最賃で働いている人が多いものなのか、そういうデータは出ているものはないですか。難しいか。

(事務局 労働基準部長)

ちょっと現時点では把握をしておりません。その点については、可能な限りどこまでご要望のものをご提示できるかというところはあるんですけども、確認の上、いつまでにご提示できるかも含めて、少し事務局の方で対応させていただきたいと思っております。

(赤間委員)

便乗して価格転嫁しても賃金上げていないところもあれば、本当に最賃以上の賃金でも、価格転嫁できていない苦しい企業もあるかもしれないし、いくら生産性を上げて労働者が生産性上げたとしても、価格転嫁する気がなければ、いくら生産性を上げても伸びないわけですけど、なんかそこらへん具体的に、うちの肌感覚としてもなかなか分かりづらいので、細かいところがちょっとわかれば、真実がというか、中身がちょっと見えるところがあるのかなと思います。

(事務局 労働基準部長)

非常に重要な指摘であると思っておりますので、参考となるものがご用意できるかどうかも含めて、

事務局の方で検討させていただきたいと思います。

(小野委員)

今の赤間委員の意見、私も報道の範囲しか知識はありませんけども、来年の春闘の大きな鍵を握るのがこの価格転嫁だというふうに言われていると。八戸地域限定、とりわけ私の企業、非常にこま限定になってしまいますけど、価格転嫁をしなければならぬと差し迫ったのが、思い起こせば4月、少し出遅れた感がありましたけれども、それでも丁寧に、岸田首相ではありませんけど、丁寧にお客様にかくかくしかじか資料も提示しながらお話すれば理解をしていただけるお客様、車検の料金を上げていただいたり、修理の料金を上げていただいたり、お客様によっては分かったと、やむを得ないよなというお客様があれば、うちも厳しいんだよ、うちもこんな状況で業績も下がっているし、ちょっと今提示された料金では払えない、もう少し現状維持でお願いします。なる回答をされる。この2種類になるんですけど、そうすると経営側とすれば、そのお客様を今度切っていかなければならない。赤字でやっていくわけにはいかない。そうするとお客様はしぶしぶ応えてくれるお客様と、うん申し訳ないけどお付き合いこれで終わりにさせていただく、そういうふうには厳しい整備だけではなくて、三八五ですからトラックの関係も申し上げると、トラックも同じでありまして、赤字の企業様とお付き合いをしている場合じゃない。自分達の企業を守っていかなければならない。

ゆえに先ほどのお話によると、価格転嫁これを丁寧にお願いをしていく。これが来年の春闘につながるであろう。経営側としてもその価格転嫁をいくらでも多く収入を上げていかなければ、来春の春闘には結びつかないだろうと、今回の最賃についても報道されている範囲では、その価格の二極化というところに大きな議論のポイントになるのではないかと、そのことも認識してきておりましたので、あと表現が難しいのでこの程度にしておきます。以上です。

(赤間委員)

ひとつの情報として、今はエネルギー価格の転嫁、資材の転嫁、色々な卸であれば元請であれば入れれば、色々な転嫁状況の内容にもよると思うんですけども、生産性上げるということは、転嫁に労働者がどれだけ仕事をしていくかということもあるだろうけども、その転嫁していないのが本当にできないものの転嫁なのか、ただ単に労働者の賃金低いところによって、安売りの転嫁でしていないものなのかって色々あると思うので、やっぱりそういうところは生産性上がっていかないし、そのお客さんのカスハラみたいなハラスメントに近いようなモンスターのそのお客さんの要望を聞いている必要がない時代だと思うので、ある程度そこらへんも妥協しながらと思ってやる。色んな人いるんですよ。業種もそうですけど、ちょっと分かれば参考になればなど。

(石岡会長)

はい。他には。

(小山内委員)

やはり全体の声をまず増やさなければならぬというふうにも思います。それに対して政府

の方もあるいは行政の方も支援とかですね、そういった手当とかがもう少し見えてくればありがたいなというふうには思っております。分からない場合は結構ですので。その点もご教示いただければありがたいというふうに思います。

(石岡会長)

今の点は、事務局の方から何かお答えできますか。

(事務局 労働基準部長)

中賃の答申の中にもありますように、いろいろ政府の方にもそういった視点での要望がなされているものと承知をしております。ですので、その助成金を含めた金銭的な部分も含め、パートナシップ構築宣言に基づく取引適正化や、その視点に立った中小企業庁等の厚生労働省以外の省庁とも連携した対応について、今後、本省から具体的に指示が来るというふうに承知をしているところがございますので、そういったところも踏まえまして、青森労働局としても適切に対応してまいりたいというふうに思っております。

(石岡会長)

よろしいでしょうか。

(赤間委員)

もうひとついいですか。ごめんなさい私だけですけど。なかなか資料が出ないと思うんですけど、やっぱり1年、2年前の資料を今見ても、中賃でもできないものなんだろうから、ここでも難しいと思うんですけど、1年も2年も前の物価とかなんとかのデータを見ても、ものすごい勢いで上がっているの、さっきメッセージにもありましたけど、9月、10月分の電気代からものすごく急激に上がったと思うんですよ。そこらへんもいくらになるかわからないとさっきのビデオメッセージにもありましたけれども、現段階でも物の物価が5%以上という、肌感覚でいけばもっともっと上がっているような気がするんですよ。だから目安が39円とか40円とか41円で、そこらへんで物価に追いつくくらいといっても、本当はどれくらい上がっているのかというのは、直近でもわかればと思うんですけど、そういうデータって出てこないですよ。だから来月から2万7千品目また値上げがあるとか、カップラーメンがまた上がるとか、何が上がるとか、生活に本当に低廉なその賃金の人にも直結するような食、食べる物がすごい上がっていくと思うので、もしデータがあればとても参考になるかなと思って。

(事務局 労働基準部長)

そのより新しいデータで、今まさにいろいろ動いている状況ではあるとは思いますが、おっしゃる通りだとは思いますが、その辺の何かデータが取れるかどうかは、もう少し当たってみたいと思います。まさに今動いているところがございますので、当たった結果、どこまで取れるかも含めて、今、お約束できないところがございますので、問題意識としては拝聴いたしましたので、その辺も含めて確認に当たってみたいと思います。

(赤間委員)

日経のデータから見れば、結構直近のやつが出ていたりとか、光熱費がもう青森県は東京よりも高いとか、いろんなそういう民間のデータも出ているので、もし、ぜひ参考になるのは。最賃で働いている人は日々大変だと思うので。できればそういうデータがあればと思うんですよ。民間ではもう結構出ているので。分かりました。

(石岡会長)

他にはございませんか。ちょっと標準生計費の統計はよくわかりませんね。なんかね。都市ごとのばらつきもすごく大きいし。奈良が3番で、岩手が10番目にいると。これ人事院勧告のベースになっている資料なんでしょう。

(秋田谷委員)

岩手すごい増えてますよね。

(石岡会長)

岩手も大きいし、もっと大きいのは香川とかね。

(秋田谷委員)

33番か20番。

(赤間委員)

青森、秋田あたりはそうだとっても、岩手がこんなに上になるわけない。

(秋田谷委員)

あまり参考にならないデータです。

(赤間委員)

出していただいたのに間が悪かった。

(森 宏之委員 (会長代理))

物価指数と連動もあまりこれではよく分からないですよ。

(赤間委員)

調べてみれば単身になれば結構違ったりとか、4人になれば色んな負担があるので。

(石岡会長)

ということですが、他には何かありませんか。よろしいですか。今日のところは。それではその他に何か事務局の方からありますか。

(事務局 賃金室長)

事務局でございますけど、皆さまのお手元にですね、当日配布資料としまして、産別の日程案についてお伺いさせていただくところでございます。こちらにつきましては、先般皆さまから予定を確認させていただいたもので、それをもとに作成させていただいたところでございます。

この一覧の日程を見ていただければと思いますけれども、まず8月10日ないし17日の第3回本審の際にですね、必要性の有無について諮問を行った上で、9月6日に第1回検討小委員会、9月12日に検討小委員会と第2回の本審、以下9月29日に鉄鋼専門部会、10月5日に電気専門部会、10月6日が各種商品小売の専門部会、10月10日が自動車の専門委員会、あと予備日が10月13日と10月16日を設けているところでございます。

それで10月16日に本審を経て、異議審をした後に、事務局としましては5年12月21日の指定発効を目指していければというところでございます。

このような案を作成させていただいたところでございますので、こちらもまず事務局として委員の皆さまに提出させていただきます。

(石岡会長)

事前にご覧いただいているかと思いますが、このような日程で産別の方を行うというふうなことでよろしいでしょうか。

(秋田谷委員)

一点だけいいですか。事前に委員の皆さん全員出席できる最大数で日程を設定したと思うんですが、実は先日9月12日、うちの野坂委員が都合悪いということが分かりまして、そこは仕方ないということよろしいでしょうか。

(事務局 賃金室長)

なるべくなら全員が出席いただければと思いますけど、どうしてもご都合のつかない方がいらっしゃるって、そこで最大公約数といいますか、定足数を満たす中で、どうことで組まさせていただきました。いずれにしても、どうしても都合のつかない場合もあるかと思いますが、その場合によっては定足数を満たすという観点で設定をさせていただきました。ということをご報告させていただきます。

(石岡会長)

よろしいですか。

(秋田谷委員)

分かりました。

(石岡会長)

よろしいでしょうかね。なるべく予備日を使わないで。できればと思いますが。それではですね。何か。

(事務局 賃金室長)

事務局でございますが、冒頭でお話しましたけども、ビデオメッセージのメモにつきましては、回収させていただければと、机の上に置いたままにさせていただければと思いますので、誠に恐縮ではございますけれども、ご協力の方をよろしくお願いいたします。

(石岡会長)

それではですね。8月4日、今週金曜日ですかね。専門部会からいよいよ金額審議に入る状況になります。産別も含めて専門部会における金額審議につきましては、非公開のことで審議してやります。三者が揃う部分は個別の審議については非公開という形にしたいと思います。

それから8月4日の金額審議にあたって労使双方から今年度の最低賃金改定の基本的な考え方を伺いたいというふうに考えております。双方書面をご用意いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

その他何か今日の段階でご発言等はございませんか。よろしいでしょうか。それでは本日の審議会はこれをもって終了といたします。どうもお疲れ様でした。